

V 支援事業等

(1) 水田活用の直接支払交付金

- 米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成を新設し、支援します。

水田活用の直接支払交付金(1)

【令和2年度予算概算決定額3,050億円】

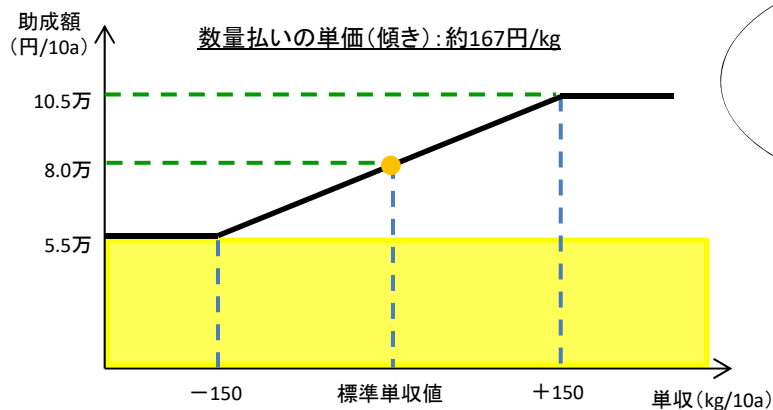
支援内容

① 戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000万円/10a
WCS用稲	80,000万円/10a
加工用米	20,000万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

<飼料用米、米粉用米の収量と交付単価の関係(イメージ)>



- 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10アール当たり平均収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

注：水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

水田活用の直接支払交付金(2)

② 産地交付金

基本的運用

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※ 3年以上の契約	12,000円/10a
そば、なたねの作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a
新市場開拓用米の作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算（15,000円/10a）
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算（30,000円/10a）
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※ 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

基本的運用

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。

- ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
- ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと（例：品位の低いもののみへの加算）
- ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと
- ④ 地方農政局長等が特に必要と認めた場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成は行わないこと 等

水田活用の直接支払交付金(3)

③ 水田農業高収益化推進助成

基本的運用

➤ 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

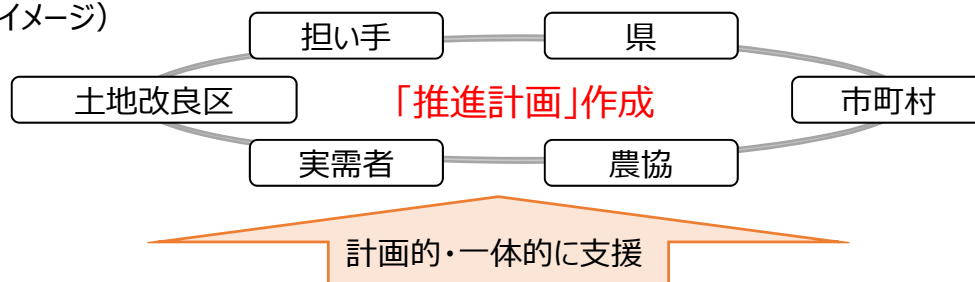
➤ 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援(20,000円/10a×5年間)
高収益作物※¹の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット)
- ② 高収益作物畑地化支援(105,000円/10a)
高収益作物による畑地化の取組を支援※²。
- ③ 子実用とうもろこし支援 (10,000円/10a)
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※¹ 高収益作物:園芸作物等

※² その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

(支援イメージ)



水田農業高収益化推進プロジェクトチーム (国)

生産基盤の整備

技術、機械・施設等の導入



高収益作物への転換

- ① 新たな導入面積に応じて支援
- ② 畑地化の取組を支援

水田農業高収益化推進計画

➤ 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

○都道府県・産地段階の推進体制・役割

○都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組

- ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
- ・活用予定の国の支援策や実施地区
- ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

水田活用の直接支払交付金(4)

令和2年産における需要に応じた生産の推進策

【 令和元年度 】

①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- ・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

②平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a)

- ・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。 (R1限り)

③飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

- ・ 多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

④高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

- ・ 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

⑤産地交付金の県枠の設定

- ・ 当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乘せ。

【 令和2年度 】

①転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

- ・ 地域の取組を直接反映し、麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、単位：都道府県→地域農業再生協議会 基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大 配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分 (10月→4月)。

(新規)

②飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

- ・ より安定的な生産・供給にシフトするため、多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。 (加算見直し)

③水田農業高収益化推進助成

高収益作物：2.0万円/10a×5年間
子実用とうもろこし：1.0万円/10a

- ・ 都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

(新規)

④高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・ 高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大 配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分 (10月→4月)。

(拡充)

⑤麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

- ・ 転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。

(新規)

⑥産地交付金の県枠の拡大

- ・ 当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。

(運用見直し)

水田活用の直接支払交付金の支払面積等

- ・ 支払対象者数は34万7千件で、平成29年度の支払実績と比べて7万8千件減少。
- ・ 支払面積は、戦略作物(基幹作物)全体では43万haと、平成29年度と比べて1万6千ha減少。
- ・ 作物別には、
 - (ア) 麦は、2千ha減の9万6千ha
 - (イ) 大豆は、2千ha減の8万7千ha
 - (ウ) 飼料作物は、平成29年度からほぼ横ばいの7万2千ha
 - (エ) 新規需要米(WCS用稲、米粉用米、飼料用米)は、特に飼料用米が減少したこと
から、1万2千ha減の12万6千ha
 - (オ) 加工用米は、昨年度とほぼ横ばいの4万8千ha

(1) 水田活用の直接支払交付金の支払対象者数

	支払対象者数 (件)			
		個人	法人	集落営農
平成30年度	346,933	329,920	11,876	5,137
平成29年度	424,823	407,774	11,443	5,606
対前年度比較	▲ 77,890	▲ 77,854	433	▲ 469

(2) 水田活用の直接支払交付金における戦略作物の支払面積 基幹作物

	麦	大豆	飼料作物	新規 需要米				加工用米	合計	(参考)		
					WCS用稲	米粉用米	飼料用米			そば	なたね	新市場 開拓用米
平成30年度	96,491	86,664	72,195	126,465	42,071	5,243	79,151	48,370	430,184	26,414	781	3,491
平成29年度	98,173	88,638	72,424	138,621	42,340	5,271	91,009	48,684	446,540	26,155	727	—
対前年度比較	▲ 1,683	▲ 1,974	▲ 229	▲ 12,156	▲ 269	▲ 28	▲ 11,859	▲ 314	▲ 16,357	259	54	3,491

- ・ 平成26年度から導入した米粉用米及び飼料用米の数量払い分の対象面積、数量、平均単収については、
 - (ア) 米粉用米では、5千2百ha（前年度並）、2万8千トン（7百トン減）
526kg/10a
 - (イ) 飼料用米では、7万8千ha（1万2千ha減）、41万7千トン（7万3千トン減）
538kg/10a

(3) 米粉用米、飼料用米(数量払い分)の支払面積、支払数量、平均単収

(単位: ha、トン、kg/10a)

	米粉用米			飼料用米		
	面積	数量	単収	面積	数量	単収
平成30年度	5,234	27,540	526	77,512	417,037	538
平成29年度	5,257	28,272	538	89,238	489,687	549
対前年度比較	▲ 23	▲ 732	▲ 12	▲ 11,726	▲ 72,649	▲ 11

注) 飼料用米等の数量払いは平成26年度から実施している。

面積は、数量払いで交付した面積であるため、前記戦略作物の支払面積と異なっている。

数量は、農産物検査機関による数量確認を受けた数量、単収は上記「数量」/「面積」により算出。

数量払いの実績には、農産物検査を受けていない取組及び飼料用米を生もみで出荷又は利用する取組の面積及び数量は含まない。

(2) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【令和2年度予算概算決定額：2,163(1,998)億円（所要額）】

(1) 支援内容（数量払）（注：令和元年産の交付単価）

① 麦類

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (パン・中華麺用品種：60kg当たり)	9,060円	8,560円	8,410円	8,350円	7,900円	7,400円	7,250円	7,190円
小麦 (上記品種以外：60kg当たり)	6,760円	6,260円	6,110円	6,050円	5,600円	5,100円	4,950円	4,890円
二条大麦 (50kg当たり)	5,560円	5,140円	5,020円	4,970円	4,700円	4,280円	4,150円	4,100円
六条大麦 (50kg当たり)	6,040円	5,620円	5,490円	5,440円	5,010円	4,590円	4,470円	4,420円
はだか麦 (60kg当たり)	8,660円	8,160円	8,010円	7,920円	7,090円	6,590円	6,440円	6,360円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

② 大豆

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆(60kg当たり)	10,020円	9,330円	8,650円
特定加工用大豆(60kg当たり)	7,970円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

③ そば

品質区分(等級)	1等	2等
45kg当たり	17,590円	15,480円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

④ なたね

品質区分(品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の 品種
60kg当たり	9,950円	9,210円

⑤ てん菜

品質区分(糖度)	← (+0.1度)	16.3度	→ (▲0.1度)
1t当たり	+62円	7,450円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%)	19.5%	→ (▲0.1%)
1t当たり	+64円	11,670円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

令和2年から4年産の 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の 交付単価が変わります。

畑作物の直接支払交付金における令和2～4年産に適用する数量払の交付単価をお知らせします。
近年の生産動向等を踏まえた統計データ等に基づき算定した改定後の交付単価は下表のとおりです。
なお、今回の改定では、

- ① TPP11や日米貿易協定の発効により生じうる影響（麦・てん菜）
 - ② 消費税率改定による影響（全品目）
- を考慮して算定を行っています。

① 麦類

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (ハル・中華麵用品種: 60kg当たり)	8,810円	8,310円	8,160円	8,100円	7,650円	7,150円	7,000円	6,940円
小麦 (上記品種以外: 60kg当たり)	6,510円	6,010円	5,860円	5,800円	5,350円	4,850円	4,700円	4,640円
二条大麦 (50kg当たり)	6,840円	6,420円	6,300円	6,250円	5,980円	5,560円	5,430円	5,380円
六条大麦 (50kg当たり)	5,970円	5,550円	5,420円	5,370円	4,940円	4,520円	4,400円	4,350円
はだか麦 (60kg当たり)	9,980円	9,480円	9,330円	9,240円	8,410円	7,910円	7,760円	7,680円

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク: たんぱく質の含有率等の違いで区分

② 大豆

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆(60kg当たり)	10,830円	10,140円	9,460円
特定加工用大豆(60kg当たり)	8,780円		

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用: 豆腐・油揚げ・しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

③ そば

品質区分(等級)	1等	2等
45kg当たり	13,800円	11,690円

等級: 容積重の違いや被害粒の割合で区分

④ なたね

品質区分(品種)	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ	その他の 品種
60kg当たり	8,020円	7,280円

⑤ てん菜

品質区分(糖度)	← (+0.1度)	16.6度	→ (▲0.1度)
1t当たり	+62円	6,840円	▲62円

糖度: てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%)	19.7%	→ (▲0.1%)
1t当たり	+64円	13,560円	▲64円

でん粉含有率: ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

※面積払の交付単価は、変更ありません。(20,000円/10a(そばは、13,000円/10a))

(2) 支援内容 (面積払 (営農継続支払))

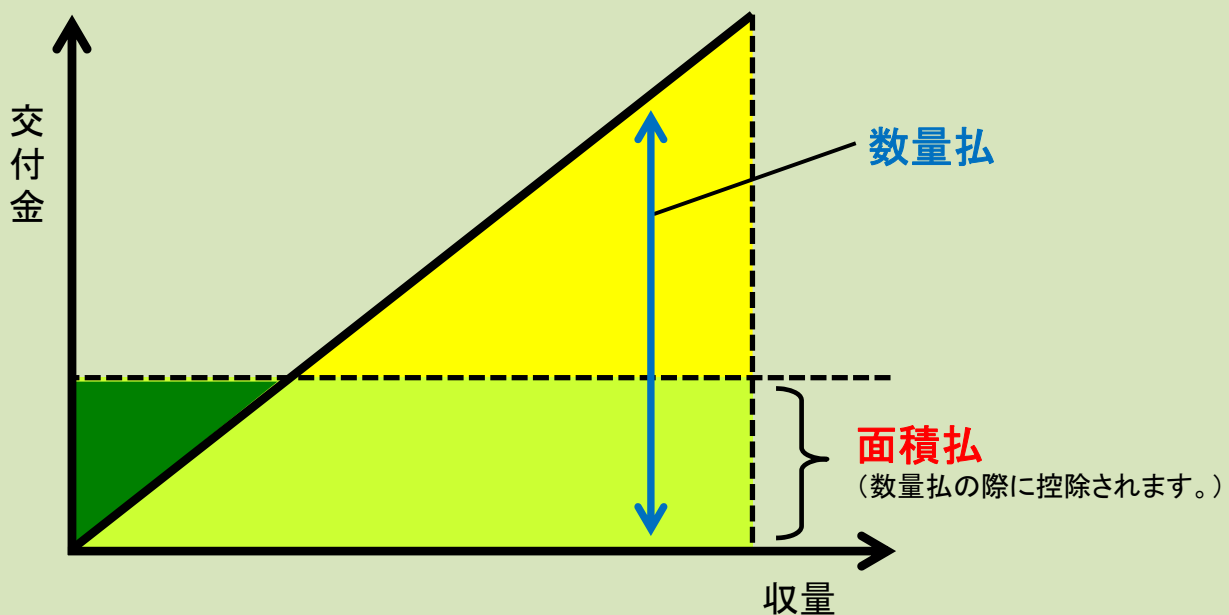
① 交付対象面積

当年産の作付面積に応じて交付

② 交付単価

10a当たり2万円
※「そば」は、10a当たり1万3千円

③ 数量払と面積払の関係



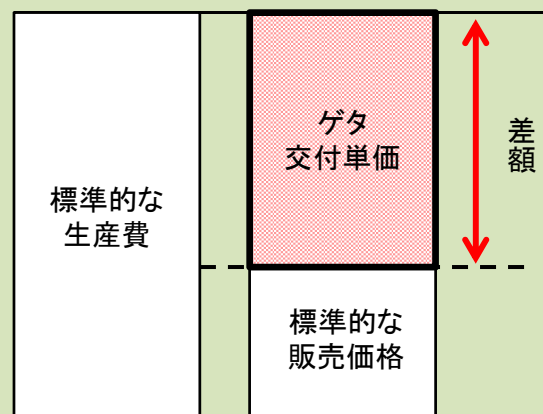
交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者
(いずれも規模要件は課しません。)

対象作物

麦、大豆、そば、なたね
※ビール用麦、黒大豆、種子用として
生産されるものなどは対象外
てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
※北海道産のみ

交付単価のイメージ



(3) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和2年度予算概算決定額：645(740)億円(所要額)】

- 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

- ※ 集落営農の要件は、2要件（組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

- ※ 1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
- ※ 2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

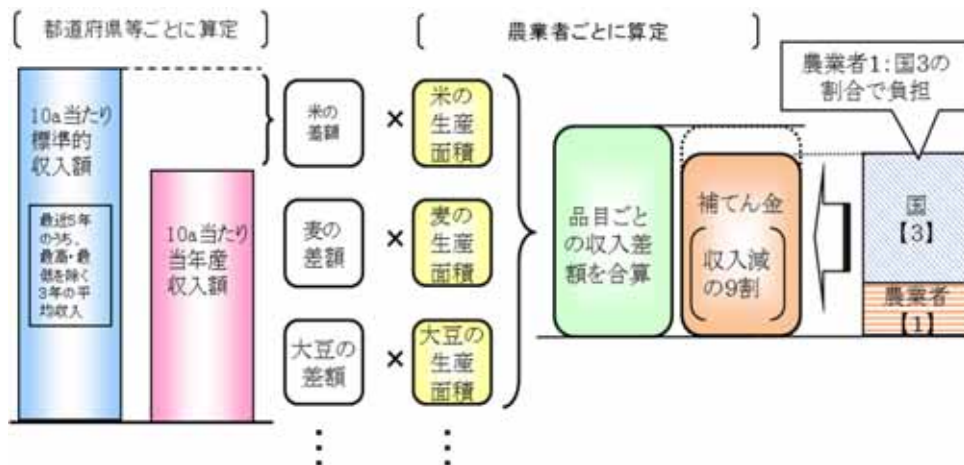
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

(参考) 平成30年産ナラシ対策の支払実績 (令和元年7月31日現在)

全 国 都 道 府 県				加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)
全 国				98,957	19,771	68.92
北 海 道				18,640	12,418	51.74
東 北	青 森 県			4,472	97	0.68
	岩 手 県			3,005	41	0.11
	宮 城 県			3,957	239	1.75
	秋 田 県			8,075	235	1.34
	山 形 県			7,362	53	0.28
	福 島 県			4,561	27	0.12
関 東	茨 城 県			2,736	52	0.07
	栃 木 県			5,008	125	0.11
	群 馬 県			893	6	0.00
	埼 玉 県			1,138	14	0.03
	千 葉 県			908	5	0.02
	東 京 都			2	—	—
	神 奈 川 県			108	1	0.00
	山 梨 県			119	8	0.01
	長 野 県			1,293	24	0.08
	静 岡 県			290	—	—
北 陸	新 潟 県			11,781	4,474	5.21
	富 山 県			1,445	156	0.68
	石 川 県			1,717	44	0.11
	福 井 県			1,115	88	0.25
東 海	岐 阜 県			612	95	0.50
	愛 知 県			550	136	1.21
	三 重 県			861	94	0.46
近 畿	滋 賀 県			2,096	359	1.41
	京 都 府			261	10	0.02
	大 阪 府			37	—	—
	兵 庫 県			972	184	0.31
	奈 良 県			79	4	0.00
	和 歌 山 県			50	—	—
中 国 ・ 四 国	鳥 取 県			303	34	0.06
	島 根 県			609	11	0.01
	岡 山 県			701	7	0.03
	広 島 県			431	4	0.00
	山 口 県			734	19	0.05
	徳 島 県			127	1	0.00
	香 川 県			542	4	0.00
	愛 媛 県			527	8	0.02
	高 知 県			178	2	0.01
	福 岡 県			2,024	236	0.81
九 州	佐 賀 県			1,518	193	0.47
	長 崎 県			631	14	0.02
	熊 本 県			3,007	105	0.57
	大 分 県			1,185	122	0.32
	宮 崎 県			1,448	9	0.03
	鹿 児 島 県			769	13	0.02
沖 縄 県				80	—	—

(注1) 加入件数は、平成30年7月31日時点(岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県は10月1日時点)の積立金納付者の件数である。

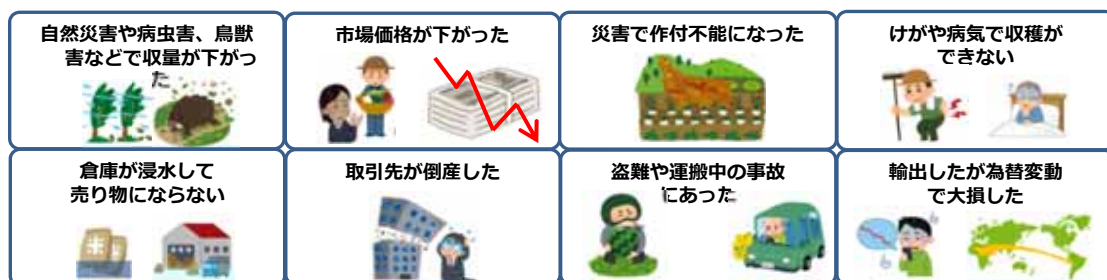
(注2) 支払件数及び補てん総額は、令和元年7月31日時点の数値である。

(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

(4) 収入保険

【令和2年度予算概算決定額:211(206)億円】

- 全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

- ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

【補てんの仕組み】

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

- 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。（任意加入）

- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

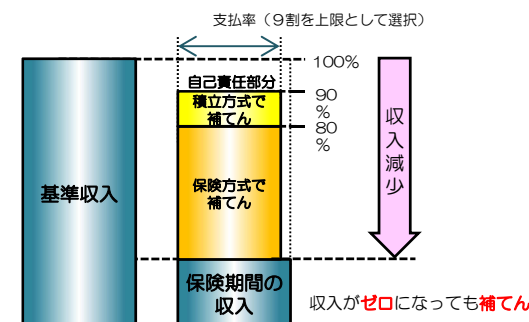
基本のタイプ

<基本のタイプの補てん方式>

- 例えば、基準収入1,000万円の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円で、最大810万円の補てんが受けられます。

- このタイプは、保険期間の収入がゼロになったときは、810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが受けられます。

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合



基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。詳しくは次のページへ！



掛金の安いタイプをご紹介します！

補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

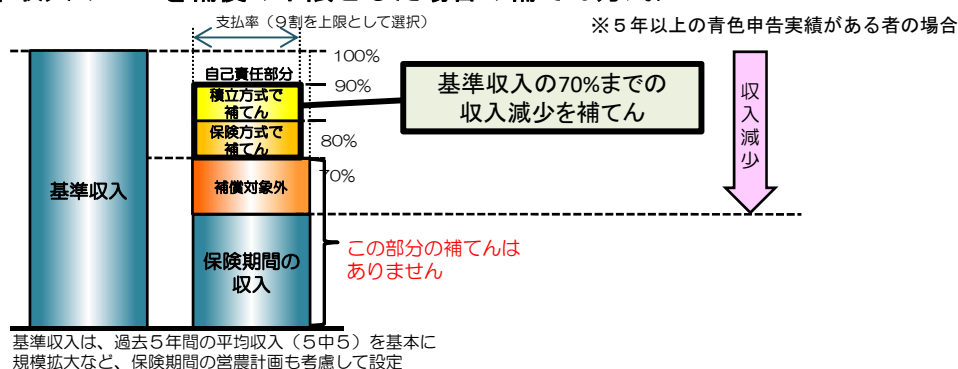
例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、基準収入の70%までの額の9割を上限に補てんを受けるタイプです。
- 例えば、基準収入が1,000万円の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、最大180万円（積立金90万円、保険金90万円）の補てんが受けられます。ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。

保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料 (事務費)	補てん金
基本のタイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

<基本収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式>



<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

令和元年	令和2年	令和3年
12月末まで	1月～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後（3～6月）
加入申請	保険期間	保険金・特約補てん金の請求・支払
保険料・積立金・付加保険料（事務費）の納付		

※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）



収入保険について、補償内容、シミュレーション（試算）など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI

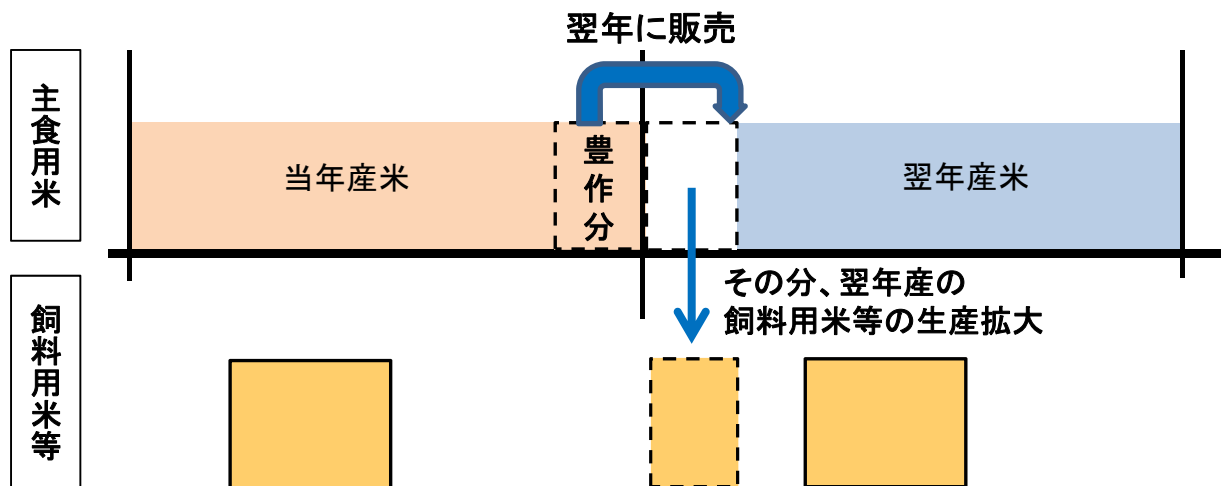


検索

(5) 主食用米の需給安定の考え方、米穀周年供給・需要拡大支援事業

① 主食用米の需給安定の考え方

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を実施。（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和2年度予算概算決定額50億円（前年度：50億円））
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。（水田活用の直接支払交付金：令和2年度予算概算決定額 3,050億円（前年度：2,961億円））



② 米穀周年供給・需要拡大支援事業のスキーム

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現。

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援します。

産地

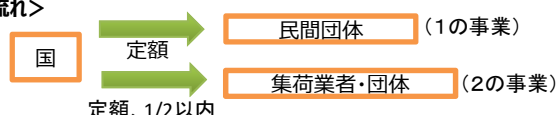
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- 主食用米を翌年から翌々年に降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約や複数年契約の場合は追加的に支援）
- 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

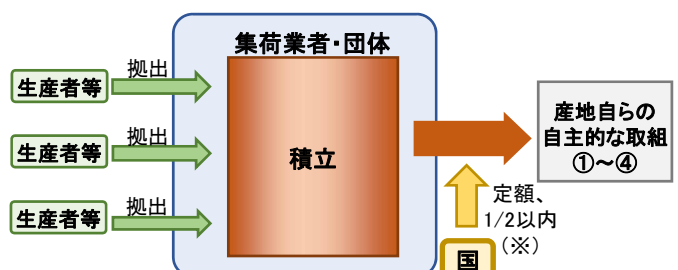
〔業務用米取引セミナー〕



〔展示商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



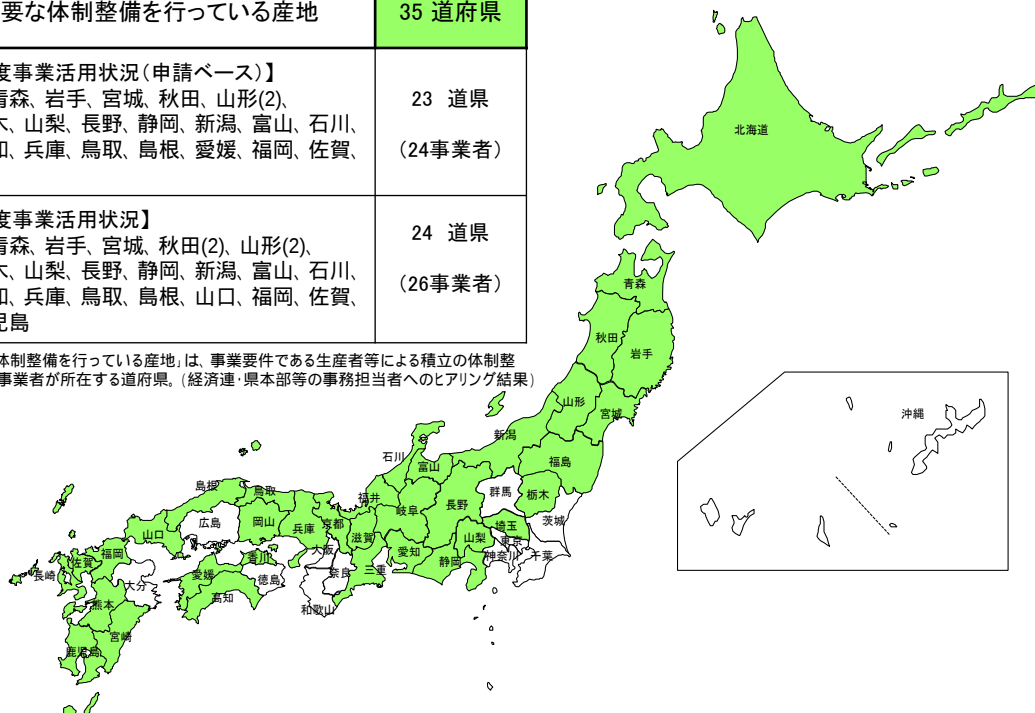
（※）値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

③ 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備状況

- 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備は、35道府県の38事業者において行われている状況。
- 令和元年度は23道県（24事業者）が事業を活用（平成30年度は24道県（26事業者）が事業を活用）。
- 出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。

事業に必要な体制整備を行っている産地	35 道府県
【令和元年度事業活用状況（申請ベース）】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	23 道県 (24事業者)
【平成30年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田(2)、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	24 道県 (26事業者)

注) 「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)



主な産地	これまでの主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データをを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 食事業業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬぎ」PRキャンペーンの開催 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

(6) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

我が国のコメの消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ このため、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。

(1) 戦略的輸出事業者

令和元年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

「戦略的輸出事業者」と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

連携したプロモーション等の実施

(2) 戦略的輸出基地（産地）

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体）を「戦略的輸出基地」として特定。



コメ輸出の飛躍的拡大

目標：10万トン^(※)

(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」の参加状況について

○ 本プロジェクトの参加状況

令和元年7月31日時点の戦略的輸出事業者及び戦略的輸出基地の参加状況は以下のとおりとなっています。

(ア)戦略的輸出事業者 70事業者（目標数量合計 14万トン※）

(イ)戦略的輸出基地

- (1)団体・法人 249産地
- (2)都道府県単位の集荷団体等 21団体
（(1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等）
- (3)全国単位の集荷団体等 1団体
（(1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等）

(ウ)戦略的輸出ターゲット国

戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。
中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東、インド

※輸出事業者の目標の積み上げにより、重複して計上される場合があります。

○ 今後の取組方針

海外市場における日本産米の需要をより一層喚起し、輸出拡大に繋げるため、**平成30年度補正予算に盛り込まれた輸出促進予算等を活用して戦略的輸出事業者による海外市場開拓を強力に推進**します。

また、海外需要に応じた輸出用米の生産拡大を進めるため、**戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地の結びつけ・マッチング**を進めるとともに、各県・地域が水田フル活用ビジョンの検討を進める中で、**戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地との間で輸出用米の具体的な生産数量や品種等の調整が進むよう、関係者が一体となって輸出用米生産の取組を推進**します。

なお、引き続き、本プロジェクトに参加する輸出事業者及び産地の団体・法人を募集します。本プロジェクトへの参加を希望する輸出事業者及び産地の団体・法人は、下記URLの様式に必要な事項を記載の上、以下の宛先に郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。

「コメ輸出拡大プラン（輸出事業者用）」の提出先

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省政策統括官付
農産企画課米穀輸出企画班 小川、菅島、鈴木
E-mail:kome_yusyutu@maff.go.jp
TEL:03-6738-8964、FAX:03-6738-6069

「コメ輸出産地取組方針（産地の団体・法人用）」の提出先

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省政策統括官付
穀物課 美保、山崎、木村、新井
E-mail:kome_santi@maff.go.jp
TEL:03-6744-2108、FAX:03-6744-2523

農林水産省ホームページで「米の輸出について」のページを開設しました！「米の輸出について」のページには、本プロジェクトの情報やコメ輸出に関する様々な情報を掲載しています。

また同ページには、コメの輸出について分かりやすく説明した動画を公開しています。

「農林水産省ホームページ」トップページの「キーワード」にある「米の輸出」からご覧頂けます！

（農新水産省ホームページ「米の輸出について」URL）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html

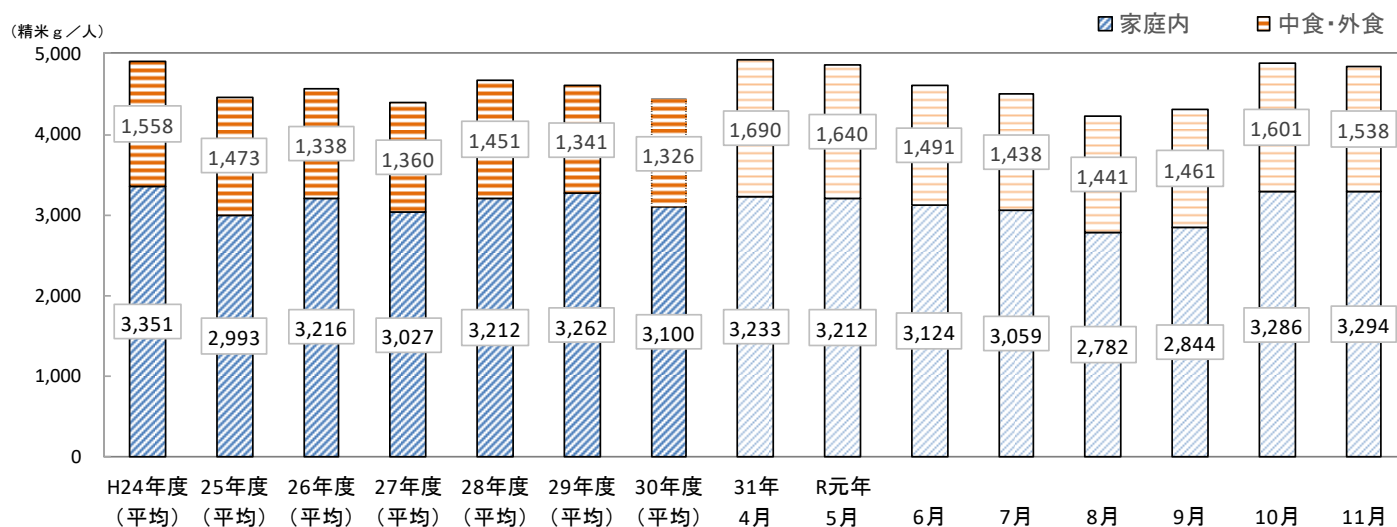
Ⅵ 消費動向

(1) 米の消費動向（米穀機構による調査）

○ 本調査は、調査実施機関（株）マクロミルのモニターの中から、本調査への協力の意向を示した消費世帯を対象としている（インターネット調査）。

- 米穀機構が公表している「米の消費動向調査」（令和元年11月分）によると、1人1ヵ月当たりの精米消費量は、前年同月比+4.9%。
- このうち、家庭内での消費量は前年同月比+1.4%、中食・外食では+13.4%。

1人1ヵ月当たり精米消費量の推移



	精米消費量					内訳比率					前年同月比				
	合計					合計					合計				
	家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食	
平成24年度	4,909	3,351	1,558	900	658	100.0	68.3	31.7	18.3	13.4	1.4	4.4	▲ 4.4	▲ 3.1	▲ 6.1
25年度	4,466	2,993	1,473	846	627	100.0	67.0	33.0	18.9	14.0	▲ 9.0	▲ 10.7	▲ 5.5	▲ 6.0	▲ 4.7
26年度	4,554	3,216	1,338	758	580	100.0	70.6	29.4	16.6	12.7	2.0	7.5	▲ 9.2	▲ 10.4	▲ 7.5
27年度	4,386	3,027	1,360	793	567	100.0	69.0	31.0	18.1	12.9	▲ 3.7	▲ 5.9	1.6	4.6	▲ 2.2
28年度	4,663	3,212	1,451	852	599	100.0	68.9	31.1	18.3	12.8	6.3	6.1	6.7	7.4	5.6
29年度	4,603	3,262	1,341	777	564	100.0	70.9	29.1	16.9	12.3	▲ 1.3	1.6	▲ 7.6	▲ 8.8	▲ 5.8
30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲ 3.8	▲ 5.0	▲ 1.1	0.6	▲ 3.5
平成31年 4月	4,923	3,233	1,690	979	710	100.0	65.7	34.3	19.9	14.4	1.9	▲ 4.4	16.9	13.4	21.8
令和元年 5月	4,851	3,212	1,640	968	672	100.0	66.2	33.8	20.0	13.9	5.6	0.6	17.1	15.0	20.4
6月	4,615	3,124	1,491	866	624	100.0	67.7	32.3	18.8	13.5	1.1	▲ 2.6	9.6	5.4	16.0
7月	4,497	3,059	1,438	835	603	100.0	68.0	32.0	18.6	13.4	3.9	1.4	9.9	6.0	15.7
8月	4,223	2,782	1,441	822	619	100.0	65.9	34.1	19.5	14.7	0.9	▲ 4.5	13.1	11.7	15.1
9月	4,305	2,844	1,461	842	620	100.0	66.1	33.9	19.6	14.4	0.3	▲ 6.4	16.6	15.8	17.9
10月	4,887	3,286	1,601	960	641	100.0	67.2	32.8	19.6	13.1	10.3	5.3	22.1	22.0	22.3
11月	4,832	3,294	1,538	928	610	100.0	68.2	31.8	19.2	12.6	4.9	1.4	13.4	19.9	4.8

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注1：令和元年11月分の有効調査世帯数は1,868世帯。

2：平成24～30年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

3：調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

4：家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

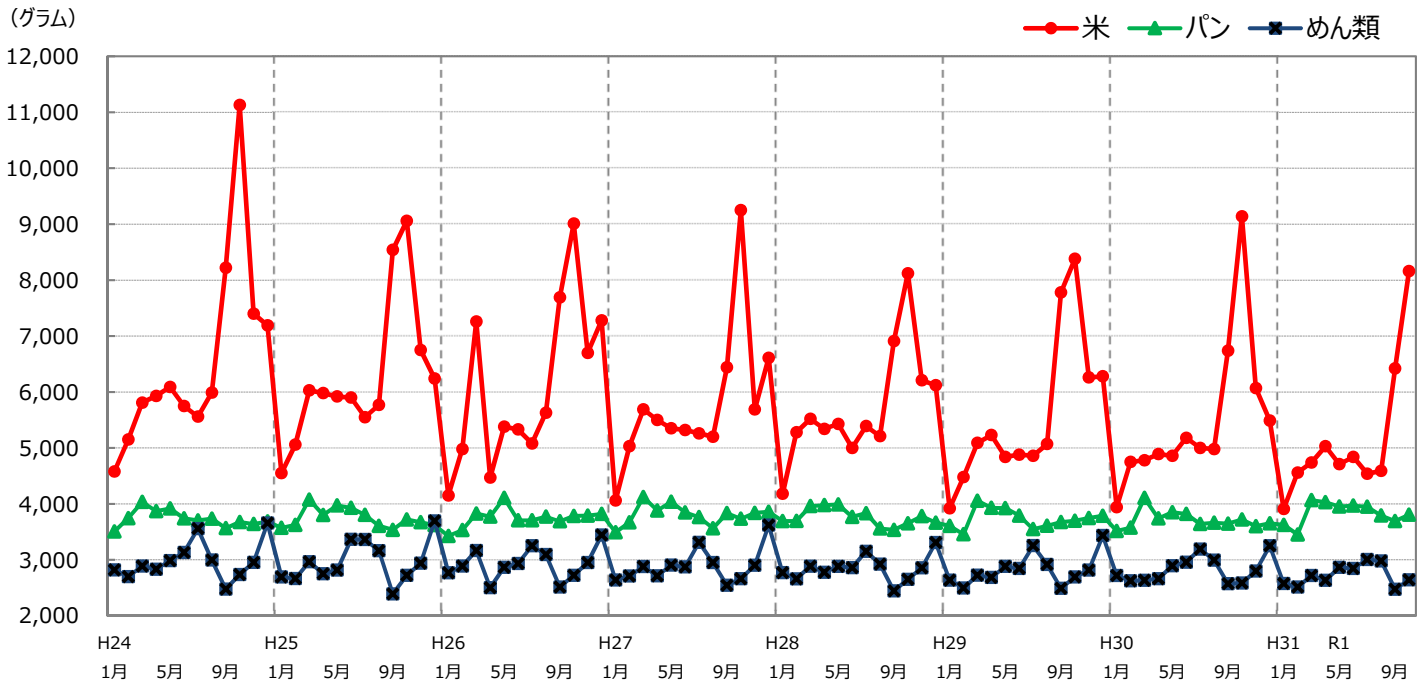
5：集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成22年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

6：四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

(2) 購入数量の推移（家計調査）

- 総務省が公表している家計調査によると、令和元年10月の米の購入数量は、対前年同月比 ▲10.7%の8.2kg、パンは+2.3%の3.8kg、めん類は+2.2%の2.6kg。

1世帯当たり1か月間の購入数量の推移



(グラム)

	米		パン		めん類	
	購入数量	前年（同月）比	購入数量	前年（同月）比	購入数量	前年（同月）比
平成24年（累計）	78,780	97.8%	44,808	99.0%	35,819	97.0%
25年（累計）	75,170	95.4%	44,927	100.3%	35,560	99.3%
26年（累計）	73,050	97.2%	44,926	100.0%	35,176	98.9%
27年（累計）	69,510	95.2%	45,676	101.7%	34,753	98.8%
28年（累計）	68,740	98.9%	45,099	98.7%	34,192	98.4%
29年（累計）	67,070	97.6%	44,829	99.4%	33,878	99.1%
30年（累計）	65,820	98.1%	44,534	99.3%	33,890	100.0%
平成31年 1月	3,910	99.2%	3,625	103.1%	2,577	94.7%
2月	4,560	96.0%	3,453	96.6%	2,513	95.7%
3月	4,740	99.2%	4,066	99.0%	2,720	103.3%
4月	5,030	102.9%	4,030	107.8%	2,635	98.9%
令和元年 5月	4,710	96.9%	3,953	102.7%	2,865	99.0%
6月	4,840	93.4%	3,969	103.9%	2,846	96.2%
7月	4,540	90.8%	3,949	108.4%	3,005	94.1%
8月	4,590	92.2%	3,792	103.5%	2,981	99.5%
9月	6,420	95.3%	3,693	101.3%	2,475	96.2%
10月	8,160	89.3%	3,806	102.3%	2,642	102.2%

資料：総務省「家計調査」家計収支編

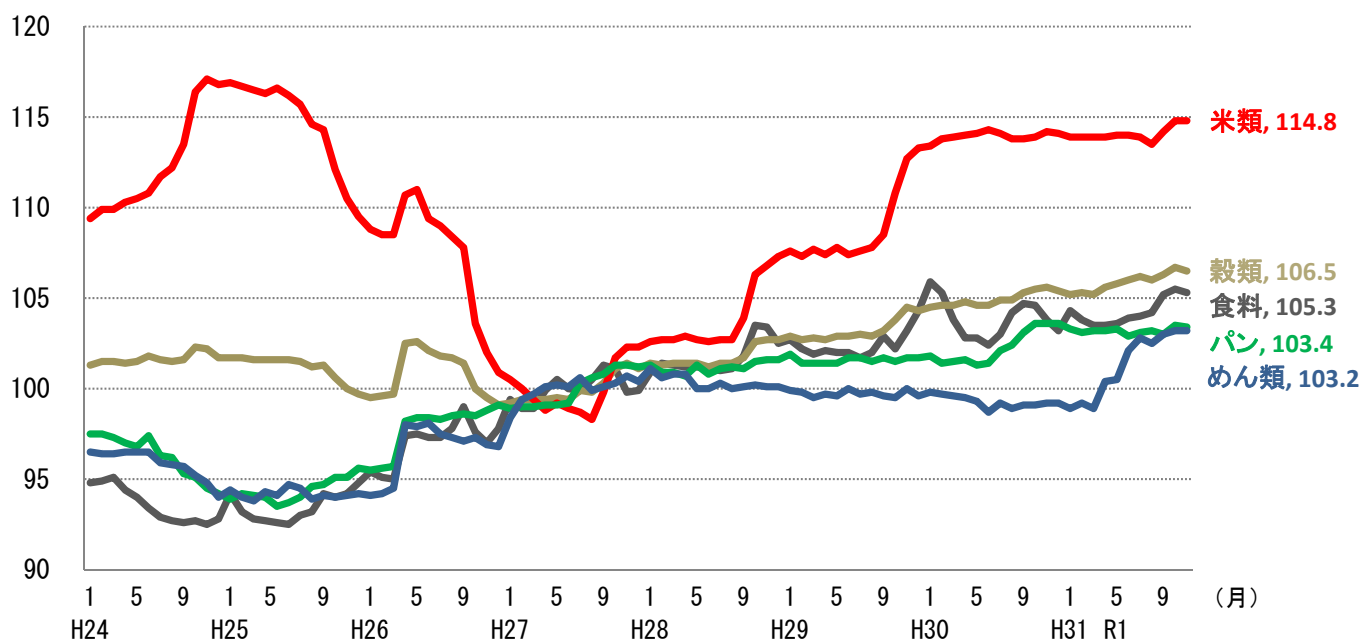
注1：二人以上の世帯の数値である。

注2：平成24～30年（累計）は年間の購入数量・対前年比、平成31年1月以降は月間の購入数量・対前年同月比である。

注3：米は精米ベースである。

(3) 消費者物価指数（27年基準）の推移

- 総務省が公表している消費者物価指数によると、令和元年11月の米類の指数は対前月比 ±0、対前年同月比 +0.6%の114.8ポイント。



(平成27年=100、指数)

	食料		穀類		米類		うるち米		パン		めん類	
		対前年 (同月)比		対前年 (同月)比		対前年 (同月)比		対前年 (同月)比		対前年 (同月)比		対前年 (同月)比
平成24年(平均)	93.6	0.1%	101.7	3.0%	112.4	9.2%	113.3	9.6%	96.3	▲0.1%	95.8	▲0.4%
25年(平均)	93.4	▲0.1%	101.2	▲0.5%	114.6	2.0%	115.7	2.1%	94.4	▲1.9%	94.2	▲1.7%
26年(平均)	97.0	3.8%	100.8	▲0.4%	107.4	▲6.3%	107.9	▲6.8%	97.8	3.6%	96.6	2.6%
27年(平均)	100.0	3.1%	100.0	▲0.8%	100.0	▲6.9%	100.0	▲7.3%	100.0	2.2%	100.0	3.5%
28年(平均)	101.7	1.7%	101.7	1.7%	103.8	3.8%	104.0	4.0%	101.2	1.2%	100.3	0.3%
29年(平均)	102.4	0.7%	103.2	1.5%	108.8	4.8%	109.2	5.1%	101.6	0.4%	99.7	▲0.6%
30年(平均)	103.9	1.4%	104.9	1.7%	114.0	4.7%	114.6	5.0%	102.3	0.7%	99.3	▲0.5%
平成31年 1月	104.3	▲1.5%	105.2	0.7%	113.9	0.5%	114.7	0.5%	103.3	1.5%	98.9	▲0.8%
2月	103.8	▲1.4%	105.3	0.7%	113.9	0.1%	114.7	0.1%	103.1	1.7%	99.2	▲0.5%
3月	103.5	▲0.3%	105.2	0.5%	113.9	0.0%	114.6	0.0%	103.2	1.7%	98.9	▲0.7%
4月	103.5	0.7%	105.6	0.8%	113.9	▲0.1%	114.6	▲0.1%	103.2	1.5%	100.4	0.9%
令和元年 5月	103.6	0.8%	105.8	1.1%	114.0	0.0%	114.7	0.0%	103.3	1.9%	100.5	1.2%
6月	103.9	1.4%	106.0	1.3%	114.0	▲0.2%	114.7	▲0.2%	102.9	1.5%	102.1	3.4%
7月	104.0	0.9%	106.2	1.2%	113.9	▲0.2%	114.5	▲0.2%	103.1	1.0%	102.8	3.6%
8月	104.2	0.1%	106.0	1.0%	113.5	▲0.2%	114.3	▲0.2%	103.2	0.8%	102.5	3.7%
9月	105.2	0.5%	106.3	0.9%	114.2	0.4%	114.9	0.4%	103.0	▲0.1%	103.0	4.0%
10月	105.5	0.9%	106.7	1.2%	114.8	0.8%	115.5	0.8%	103.5	▲0.1%	103.2	4.1%
11月	105.3	1.5%	106.5	0.9%	114.8	0.6%	115.5	0.6%	103.4	▲0.2%	103.2	4.0%

資料：総務省「消費者物価指数」平成27年基準、品目別価格指数（全国）

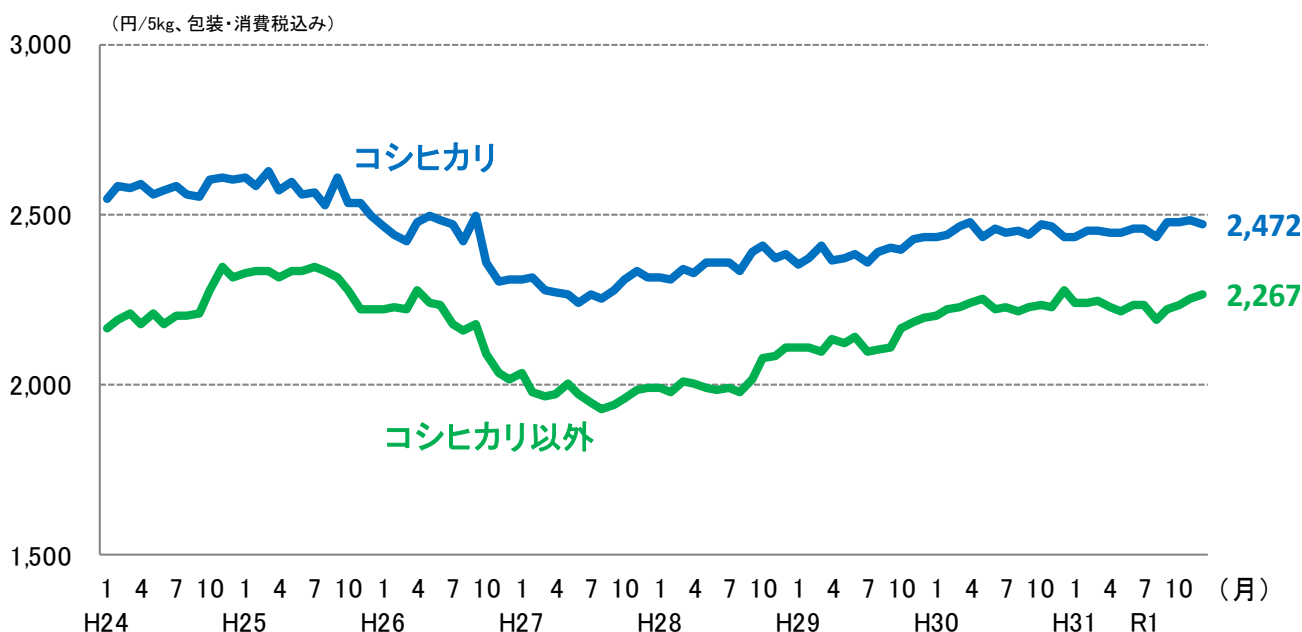
注1：食料は、穀類以外にも、魚介類、肉類等を含んでいる。

2：穀類は、米類（うるち米、もち米）、パン、めん類、他の穀類からなる。

3：平成24年～30年のデータは年平均、平成31年1月以降は月次データを用いている。

(4) 小売物価統計の推移

- ・ 総務省が公表している小売物価統計によると、令和元年12月のうるち米の小売価格（5kg当たり）は、コシヒカリで対前年同月比＋1.6%の2,472円。
- ・ コシヒカリ以外では、対前年同月比▲0.4%の2,267円。



年平均	(円/5kg、包装・消費税込み)							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
コシヒカリ	2,577	2,567	2,428	2,285	2,355	2,388	2,451	2,457
前年比	7.4%	▲0.4%	▲5.4%	▲5.9%	3.1%	1.4%	2.6%	0.2%
コシヒカリ以外	2,223	2,307	2,173	1,973	2,019	2,132	2,232	2,234
前年比	8.3%	3.8%	▲5.8%	▲9.2%	2.3%	5.6%	4.7%	0.1%

月次(R1)	(円/5kg、包装・消費税込み)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
コシヒカリ	2,434	2,453	2,451	2,443	2,444	2,460	2,458	2,431	2,475	2,474	2,483	2,472
前年同月比	0.0%	0.6%	▲0.6%	▲1.3%	0.5%	0.0%	0.6%	▲0.9%	1.6%	0.0%	0.7%	1.6%
コシヒカリ以外	2,241	2,242	2,244	2,229	2,216	2,233	2,233	2,191	2,223	2,233	2,252	2,267
前年同月比	1.7%	0.9%	0.7%	▲0.5%	▲1.7%	0.5%	0.2%	▲1.2%	▲0.3%	▲0.1%	1.0%	▲0.4%

資料：総務省「小売物価統計」動向編

注：東京都区部における精米価格である（特売分を除く）。

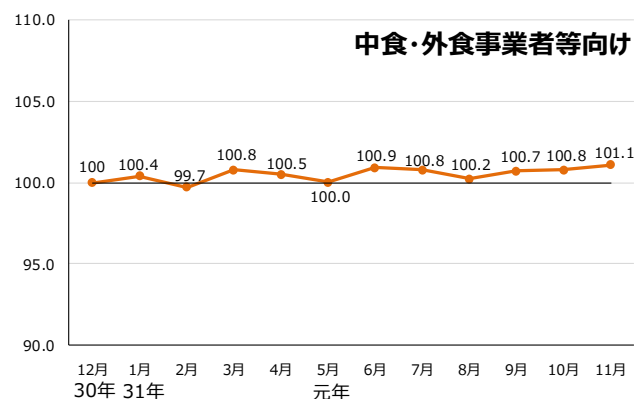
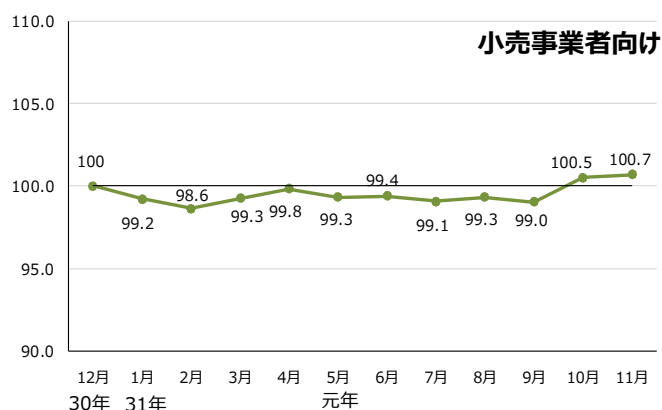
(5) 米販売事業者における販売数量及び販売価格の動向

- 令和元年11月の販売数量(対前年比)は、小売事業者向け99%、中食・外食事業者等向け97%。
- 平成30年12月を基準にした令和元年11月の販売価格の値動きは、小売事業者向け100.7、中食・外食事業者等向け101.1。
- 前年同月を基準にした令和元年11月の販売価格の値動きは、小売事業者向け101.9、中食・外食事業者等向け100.6。

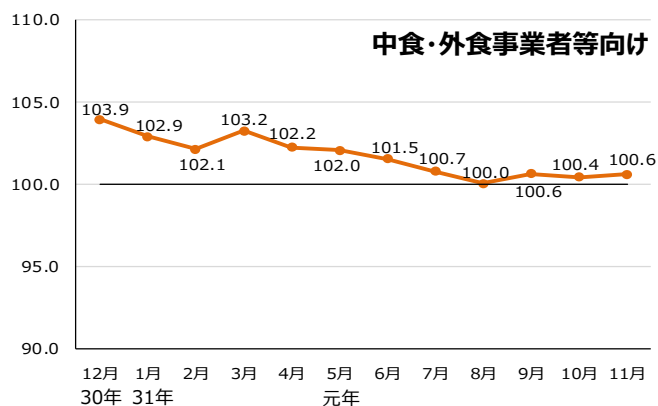
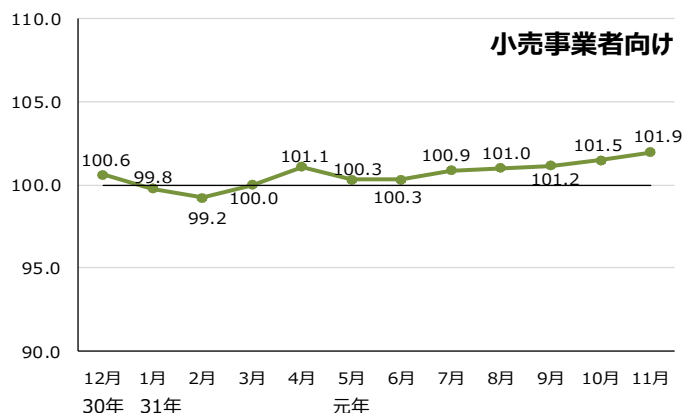
1 販売数量の動向（対前年同月比）

	12月	31年 1月	2月	3月	4月	元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
小売事業者向け	100%	97%	98%	98%	101%	95%	95%	111%	98%	102%	100%	99%
中食・外食事業者等向け	97%	98%	99%	96%	96%	96%	92%	99%	99%	95%	97%	97%

2 販売価格の動向（30年12月を基準にした値動き）



3 販売価格の動向（前年同月の価格を基準にした値動き）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

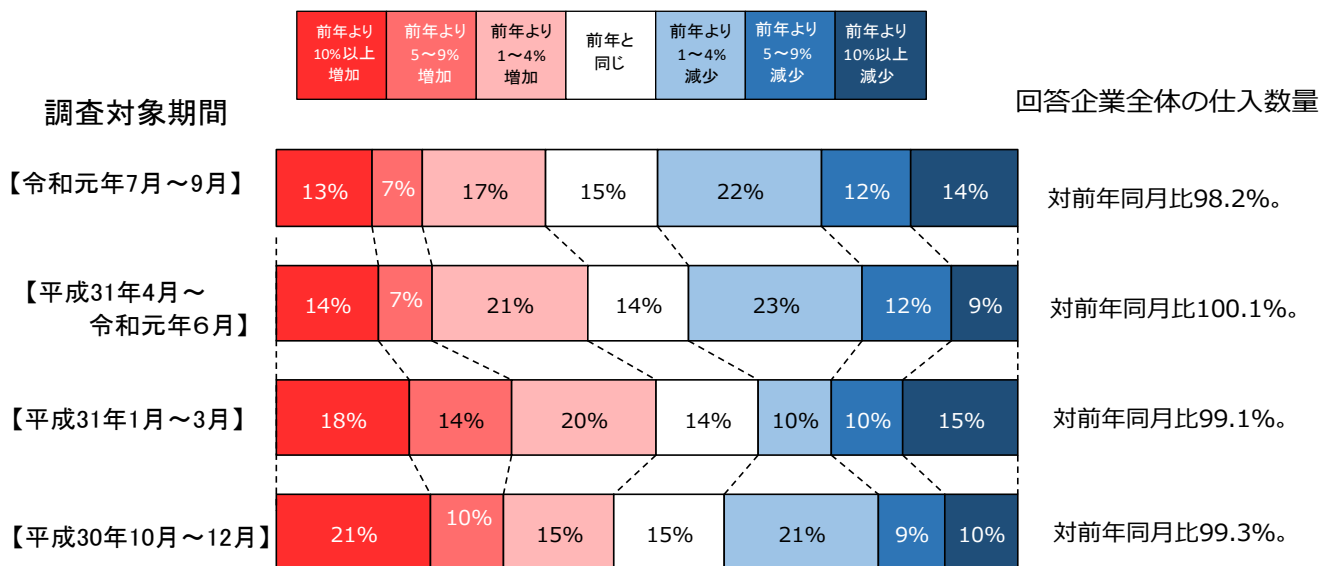
注1：報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000㌧以上の販売事業者である。

注2：上記の数値については、報告対象者が販売している精米の全体の価格・数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。

(6) 中食・外食事業者の米の仕入状況

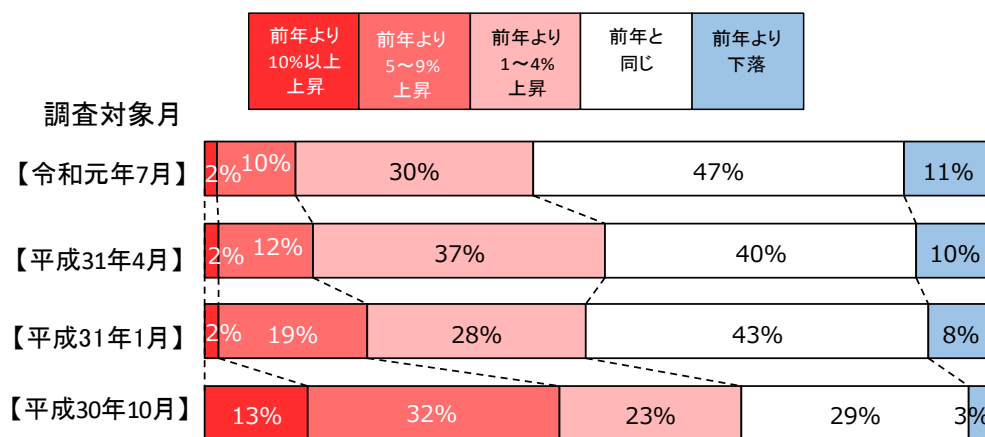
仕入数量の動向（令和元年7月～9月）（前年からの変動別企業数割合）

仕入数量の対前年同月の増減については、昨年より仕入数量が減少と回答した企業割合が増加。回答企業全体の仕入数量は対前年同月比98.2%となっている。



仕入価格の動向（令和元年7月）（前年からの変動別企業数割合）

前回（平成31年4月）に比べて、仕入価格の対前年比は「前年と同じ、前年より減少」と回答した事業者の割合が増加し、「前年より上昇」と回答した事業者の割合が減少。



注 本調査項目では仕入れた米の年産については調査していないため、必ずしも30年産米の仕入価格を表したものではありません。

<参考：米の相対取引価格（年産平均）>

●29年産：15,595円（対前年比109%） ●30年産（元年6月末現在）：15,689円（対前年比101%）

<当データを利用する上での留意事項>

▶ 日本惣菜協会、日本べんとう振興協会、日本炊飯協会、日本弁当サービス協会、日本フードサービス協会の会員企業（合計399社）にご協力を頂き、令和元年7月から9月までの期間の米の仕入状況に関するアンケート調査を実施いたしました。

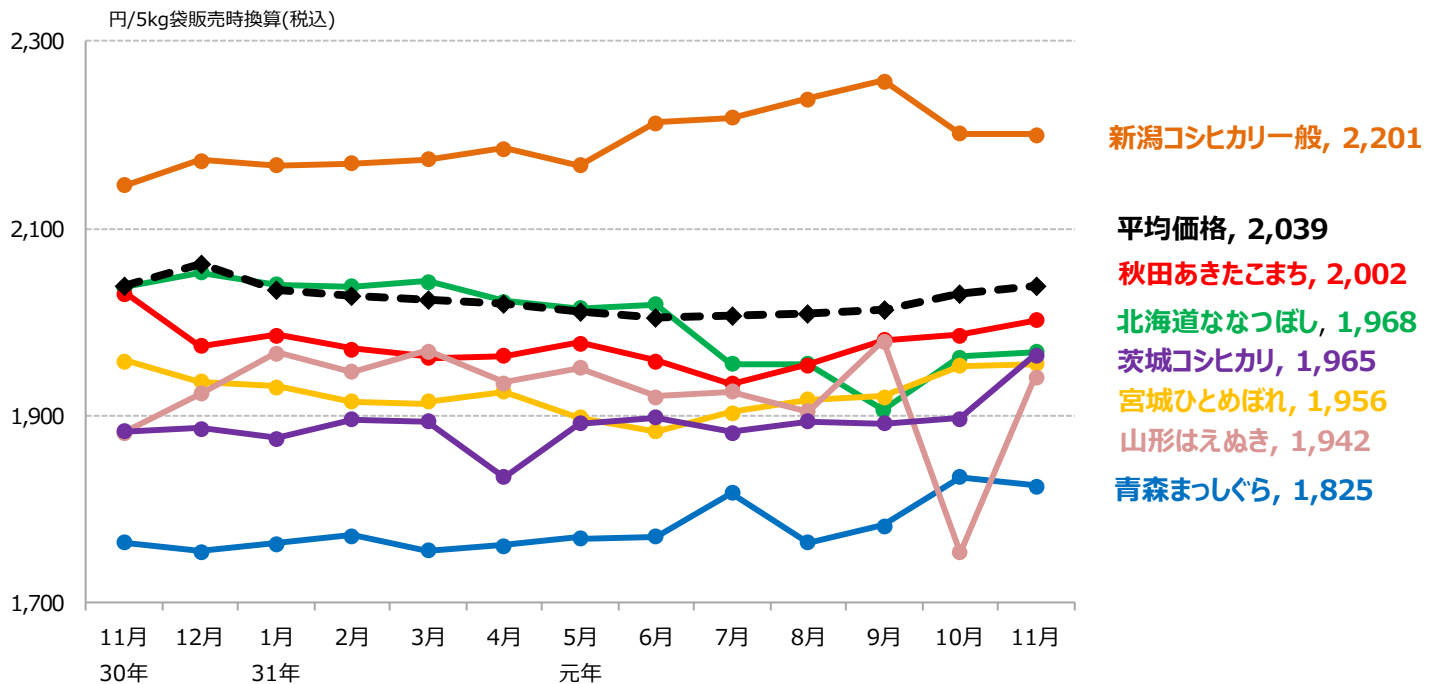
回答がありました132社の企業形態別の内訳は、中食事業者（37社）、外食事業者（11社）、中食・外食事業者に米飯等を提供する事業者（68社）、その他（16社）。

▶ ご協力いただいた企業は東京、大阪圏が多いため、今回取りまとめたデータは必ずしも全国の趨勢を示したものではありません。

本アンケート調査にご協力いただいた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

(7) 小売価格の推移 (POSデータ)

- 令和元年11月の小売価格(POSデータ)の平均価格(5kg当たり)は、対前月比+8円(+0.4%)、対前年同月比±0円の2,039円。



円/5kg袋販売時換算(税込)

	北海道 ななつぼし	青森 まっしぐら	宮城 ひとめぼれ	秋田 あきたこまち	山形 はえぬき	茨城 コシヒカリ	新潟 コシヒカリ一般	全POS取引 平均価格
平成30年 11月	2,037	1,765	1,959	2,031	1,883	1,884	2,146	2,039
12月	2,053	1,755	1,937	1,974	1,924	1,887	2,173	2,063
平成31年 1月	2,041	1,764	1,931	1,986	1,967	1,876	2,168	2,035
2月	2,038	1,772	1,915	1,971	1,948	1,896	2,170	2,027
3月	2,044	1,757	1,915	1,963	1,970	1,894	2,174	2,024
4月	2,022	1,762	1,926	1,965	1,936	1,835	2,186	2,019
令和元年 5月	2,015	1,770	1,899	1,978	1,952	1,892	2,168	2,011
6月	2,019	1,771	1,884	1,959	1,921	1,899	2,213	2,006
7月	1,955	1,818	1,904	1,935	1,927	1,883	2,219	2,007
8月	1,956	1,765	1,918	1,955	1,905	1,894	2,239	2,010
9月	1,906	1,783	1,921	1,981	1,980	1,892	2,258	2,014
10月	1,963	1,835	1,954	1,987	1,754	1,897	2,202	2,031
11月	1,968	1,825	1,956	2,002	1,942	1,965	2,201	2,039
前月比	+ 0.3%	▲ 0.5%	+ 0.1%	+ 0.8%	+ 10.7%	+ 3.6%	▲ 0.0%	+ 0.4%
前年同月比	▲ 3.4%	+ 3.4%	▲ 0.2%	▲ 1.4%	+ 3.1%	+ 4.3%	+ 2.6%	0.0%

資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成

(注1) (株) KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,037店舗のスーパー、生協等から購入したデータに基づくものである。

(注2) POSデータは、データ提供企業から遅れて報告されるものもあるため、時点によって集計結果に若干のずれが生じることがあり、今後、修正されることもある。

(注3) POSデータの提供店舗数は、変動があることに留意が必要である。

(注4) 全POS取引平均価格は、POSデータで把握できる全ての精米の販売について5kg袋販売時に換算した上で加重平均を行った価格である。

(注5) 価格に含む消費税は8%である。

Ⅶ 輸入米（MA米、CPTPP・国別枠）の動向

1 MA米（一般、SBS）

（１） MA米の輸入数量（輸入先国別及び輸入方式別）

（単位：千玄米トン）

	米 国	タ イ	中 国	オーストラリア	その他	合 計	うち一般輸入	うちSBS輸入 ※
平成7年度	194	107	32	87	5	426	415	11
平成8年度	233	144	40	87	6	511	488	22
平成9年度	290	151	46	95	13	596	537	55
平成10年度	313	152	78	109	29	681	551	120
平成11年度	339	159	86	115	24	724	591	120
平成12年度	356	168	99	120	24	767	632	120
平成13年度	364	146	136	110	11	767	655	100
平成14年度	361	153	112	96	44	767	710	50
平成15年度	355	153	110	90	51	759	647	100
平成16年度	361	185	98	20	103	767	661	94
平成17年度	362	186	84	19	116	767	655	100
平成18年度	358	179	76	52	102	767	654	100
平成19年度	358	243	82	－	13	696	585	100
平成20年度	430	261	72	－	6	769	658	100
平成21年度	358	332	71	－	5	767	655	100
平成22年度	356	345	19	40	6	767	725	37
平成23年度	358	241	56	71	40	767	658	100
平成24年度	362	281	46	64	13	767	656	100
平成25年度	359	351	1	41	15	767	700	61
平成26年度	359	332	55	14	6	767	754	12
平成27年度	359	344	56	1	6	767	734	29
平成28年度	376	375	3	7	7	767	685	73
平成29年度	365	264	56	74	8	767	655	100
平成30年度	359	316	69	15	8	767	701	59
令和元年度 (12月末現在)	158	174	42	0	2	376	341	35

資料： 農林水産省「米をめぐる関係資料」

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注： 1 各年度の輸入契約数量の推移。

2 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しないことがある。

3 千実トンと千玄米トンのため合計は一致しないことがある。

（参考）MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

(2) 加工原材料用に係る政府所有MA米の見積合わせ結果
(平成31年度・令和元年度)

(単位：実トン)

販売期間	うるち	販売期間	もち
平成31年4～6月分 (長期)	23,199	平成31年4～令和元年7月分	2,870
4月分 (月別)	322	令和元年8～11月分	3,153
令和元年5月分 (月別)	326	令和元年12～令和2年3月分	
6月分 (月別)	432		
7～9月分 (長期)	23,160		
7月分 (月別)	220		
8月分 (月別)	458		
9月分 (月別)	633		
10～12月分 (長期)			
10月分 (月別)			
11月分 (月別)			
12月分 (月別)			
令和2年1～3月分 (長期)			
1月分 (月別)			
2月分 (月別)			
3月分 (月別)			
小 計	48,750	小 計	6,023
合計	54,773		

資料：農林水産省「加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の見積合わせ結果の概要について」

(3) SBS輸入米の見積合わせ結果（令和元年度）

（単位：実トン）

		アメリカ		タイ		中国		オーストラリア		その他		合計
		うるち	もち	うるち	もち	うるち	もち	うるち	もち	うるち	もち	
第1回 （令和元年9月27日）	一般米	5,252	276	40		80		260		501		6,409
	砕精米	2,200		200		100						2,500
	計	7,452	276	240		180		260		501		8,909
第2回 （令和元年10月30日）	一般米	4,944	140	761		280				941		7,066
	砕精米	1,800		700								2,500
	計	6,744	140	1,461		280				941		9,566
第3回 （令和元年11月22日）	一般米	5,023		1,132	126	420				297		6,998
	砕精米	2,200	100	200								2,500
	計	7,223	100	1,332	126	420				297		9,498
第4回 （令和元年12月20日）	一般米	2,442	340	1,344		200				230		4,556
	砕精米	2,000		300		200						2,500
	計	4,442	340	1,644		400				230		7,056
令和元年度計	一般米	17,661	756	3,277	126	980	0	260	0	1,969	0	25,029
	砕精米	8,200	100	1,400	0	300	0	0	0	0	0	10,000
	計	25,861	856	4,677	126	1,280	0	260	0	1,969	0	35,029
平成30年度計 （参考）	一般米	16,364	2,392	4,624	90	594	0	13,203	0	2,477	0	39,744
	砕精米	14,240	940	1,700	1,200	620	0	0	0	100	0	18,800
	計	30,604	3,332	6,324	1,290	1,214	0	13,203	0	2,577	0	58,544
平成29年度計 （参考）	一般米	45,841	2,976	3,506	90	1,580	0	27,863	0	2,007	0	83,863
	砕精米	8,966	1,000	2,012	360	660	0	2,839	0	300	0	16,137
	計	54,807	3,976	5,518	450	2,240	0	30,702	0	2,307	0	100,000
平成28年度計 （参考）	一般米	27,318	3,600	3,487	108	2,156	0	6,861	0	1,236	0	44,766
	砕精米	24,820	700	2,300	388	240	0	0	0	100	0	28,548
	計	52,138	4,300	5,787	496	2,396	0	6,861	0	1,336	0	73,314
平成27年度計 （参考）	一般米	4,251	3,458	2,762	72	76	0	1,285	0	959	0	12,863
	砕精米	10,940	1,260	2,420	1,022	660	0	0	0	150	0	16,452
	計	15,191	4,718	5,182	1,094	736	0	1,285	0	1,109	0	29,315
平成26年度計 （参考）	一般米	662	2,418	2,732	72	80	0	559	0	767	0	7,290
	砕精米	0	724	2,540	252	700	0	0	0	100	0	4,316
	計	662	3,142	5,272	324	780	0	559	0	867	0	11,606

資料：農林水産省「輸入米に係るSBSの結果の概要」

2 CPTPP・国別枠の見積合わせ結果（令和元年度）

（単位：実トン）

		オーストラリア	
		うるち	もち
第1回 （令和元年5月28・29日）	一般米	856	
	加工品・調製品		
	砕精米		
	計	856	
第2回 （令和元年7月23日）	一般米	803	
	加工品・調製品		
	砕精米	60	
	計	863	
第3回 （令和元年9月24・25日）	一般米	800	
	加工品・調製品		
	砕精米	40	
	計	840	
第4回 （令和元年11月26日）	一般米	300	
	加工品・調製品		
	砕精米	40	
	計	340	
令和元年度計	一般米	2,759	0
	加工品・調製品	0	0
	砕精米	140	0
	計	2,899	0
平成30年度計 （参考）	一般米	1,000	0
	加工品・調製品	0	0
	砕精米	120	0
	計	1,120	0

VIII その他

(1) 水稲うるち玄米の農産物検査結果

- 令和元年産水稲うるち玄米の令和元年11月30日現在の検査数量は、393万トン。
- 1等米比率は、73.1%。

① 検査数量の推移（累計）

単位：千トン

年産別	当年						翌年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月
26	12	229	1,789	3,785	4,276	4,470	4,595	4,720	4,880	5,275
27	11	220	1,537	3,506	3,964	4,149	4,252	4,385	4,518	4,869
28	18	231	1,656	3,564	4,036	4,212	4,319	4,451	4,585	4,929
29	13	244	1,463	3,268	3,851	4,062	4,163	4,279	4,409	4,764
30	21	297	1,446	3,328	3,782	3,962	4,075	4,199	4,325	4,656
参考：前年比	159%	122%	99%	102%	98%	98%	98%	98%	98%	98%
元		193	1,651	3,448	3,929					
参考：前年比		65%	114%	104%	104%					

注：1 各月末時点の検査数量である。

2 生産年の7月から翌年3月までは速報値、翌年10月は確定値（平成30年産は速報値）である。

3 「農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日」の告示に基づく報告を集計（公表）したものである。

② 検査数量及び等級比率（年産別）

単位：トン、%

年産別	検査数量	等級別数量				等級比率			
		1等	2等	3等	規格外	1等	2等	3等	規格外
20	5,093,440	4,073,571	849,087	76,542	94,240	80.0	16.7	1.5	1.9
21	4,818,603	4,102,807	582,137	48,396	85,263	85.1	12.1	1.0	1.8
22	4,859,642	3,013,076	1,570,194	152,813	123,559	62.0	32.3	3.1	2.5
23	4,753,193	3,840,127	759,339	60,000	93,727	80.8	16.0	1.3	2.0
24	5,041,489	3,953,978	910,522	82,760	94,229	78.4	18.1	1.6	1.9
25	5,205,717	4,112,147	905,866	96,289	91,415	79.0	17.4	1.8	1.8
26	5,274,634	4,291,267	806,063	70,348	106,956	81.4	15.3	1.3	2.0
27	4,868,582	4,016,682	687,771	82,654	81,475	82.5	14.1	1.7	1.7
28	4,928,745	4,110,565	668,746	67,438	81,995	83.4	13.6	1.4	1.7
29	4,763,550	3,919,530	676,990	74,247	92,784	82.3	14.2	1.6	1.9
30(注3)	4,655,750	3,737,665	732,043	84,232	101,811	80.3	15.7	1.8	2.2
元(注4)	3,929,110	2,872,836	883,467	120,384	52,422	73.1	22.5	3.1	1.3

資料：農林水産省とりまとめ

注：1 等級比率は、1等であれば農産物検査法に基づく検査の結果、1等に格付けされた割合である。

2 29年産米までは、生産年の翌年10月31日現在（確定値）。

3 30年産米については、令和元年10月31日現在（速報値）。

4 元年産米については、令和元年11月30日現在（速報値）。

(2) 令和元年産水陸稲の収穫量

(令和元年12月10日公表)

水稻の収穫量（主食用）は726万1,000t

調査結果の概要

- 1 令和元年産水稻の作付面積（子実用）は146万9,000haで、前年産に比べ1,000ha減少した。うち主食用作付見込面積は137万9,000haで、前年産に比べ7,000ha減少した。
- 2 全国の10 a 当たり収量は528kg（1.70mmのふるい目幅ベース。10 a 当たり平年収量533kg。）となり、前年産に比べ1 kgの減少が見込まれる。
- 3 以上の結果、収穫量（子実用）は776万2,000 tで、前年産に比べ1 万8,000 tの減少が見込まれる。このうち、主食用の収穫量は726万1,000 tで、前年産に比べ6 万6,000 tの減少が見込まれる。
- 4 なお、農家等が使用しているふるい目幅ベースの全国の10 a 当たり収量は514kg（10 a 当たり平年収量519kg）となり、作況指数は99となる見込み。
- 5 令和元年産陸稲の作付面積（子実用）は702haで、10 a 当たり収量は228kg（10 a 当たり平均収量対比97%）となり、収穫量（子実用）は1,600 tとなった。

令和元年産水稻の作付面積及び収穫量

全 国 農 業 地 域	作付面積（子実用）			10 a 当たり収量		収穫量（子実用）			参 考		
	実数 ①	前年産との比較		実 数 ②	前年産との比較 対差	実数 ③=①×②	前年産との比較		主食用 作付面積 ④	収穫量 （主食用） ⑤=④×②	作況指数
		対差	対比				対差	対比			
	ha	ha	%	kg	kg	t	t	%	ha	t	
全 国	1,469,000	△ 1,000	100	528	△ 1	7,762,000	△ 18,000	100	1,379,000	7,261,000	99
北 海 道	103,000	△ 1,000	99	571	76	588,100	73,300	114	97,000	553,900	104
東 北	382,000	2,900	101	586	22	2,239,000	102,000	105	344,600	2,015,000	104
北 陸	206,500	900	100	540	7	1,115,000	19,000	102	186,400	1,007,000	101
関東・東山	271,100	800	100	522	△ 17	1,414,000	△ 43,000	97	258,400	1,348,000	97
東 海	93,100	△ 300	100	491	△ 4	457,100	△ 5,300	99	90,500	444,800	98
近 畿	102,600	△ 500	100	503	1	516,400	△ 1,100	100	99,000	498,000	99
中 国	102,100	△ 1,600	98	503	△ 16	513,200	△ 24,600	95	99,400	499,800	97
四 国	48,300	△ 1,000	98	457	△ 16	220,700	△ 12,700	95	47,800	218,500	94
九 州	160,000	△ 400	100	435	△ 77	696,400	△ 124,900	85	155,100	674,300	86
沖 縄	677	△ 39	95	298	△ 9	2,020	△ 180	92	665	1,980	97

資料：農林水産省統計部『作物統計』
注：1 作付面積（子実用）とは、青刈り面積（飼料用米等を含む。）を除いた面積である。
2 主食用作付面積とは、水稻作付面積（青刈り面積を含む。）から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。
3 10 a 当たり収量及び収穫量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である（以下同じ。）。
4 作況指数とは、10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり収量の比率であり、平成27年産からは全国農業地域ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅（北海道、東北及び北陸は1.85mm、関東・東山、東海、近畿、中国及び九州は1.80mm、四国及び沖縄は1.75mm）以上に選別された玄米を基に算出した数値である。なお、平成26年産までは1.70mmのふるい目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である（以下同じ。）。
5 収穫量（子実用）及び収穫量（主食用）については都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

水稲玄米のふるい目幅別重量分布状況、10a当たり収量及び収穫量(子実用)

本調査では、飯用に供し得る玄米の全量を把握することを目的としていることから、収量基準は、農産物規格規程に定める三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm 以上で選別された玄米の重量としている。

農家等が販売するために使用しているふるい目幅は、地域、品種等により異なるため、参考として刈取り済みの地域について、ふるい目幅別の重量割合の概数値並びにふるい目幅別10 a 当たり収量及び収穫量（子実用）の概数値を示すと次のとおりである。

ふるい目幅別重量分布状況の推移

単位：%

年 産	計	1.70mm以上 1.75mm未満	1.75 ～1.80	1.80 ～1.85	1.85 ～1.90	1.90 ～2.00	2.00mm 以 上
平成26年産	100.0	0.8	1.4	2.0	2.7	14.7	78.4
27	100.0	0.8	1.4	2.0	2.7	15.3	77.8
28	100.0	0.7	1.2	1.7	2.4	14.0	80.0
29	100.0	0.9	1.5	2.1	2.9	16.1	76.5
30	100.0	0.9	1.6	2.3	3.3	17.6	74.3
令和元年産(概数値)	100.0	0.7	1.4	1.9	2.8	15.3	77.9
平 均 値	100.0	0.8	1.4	2.0	2.8	15.5	77.5
対平均差(ポイント)	0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.2	0.4

注：1 平均値は、直近5か年の重量割合の平均である（以下同じ。）。

2 未熟粒・被害粒等の混入が多く農産物規格規程に定める三等の品位に達しない場合は、再選別を行っており、その選別後の値を含んでいる（以下同じ。）。

ふるい目幅別10a当たり収量及び収穫量(子実用)の推移

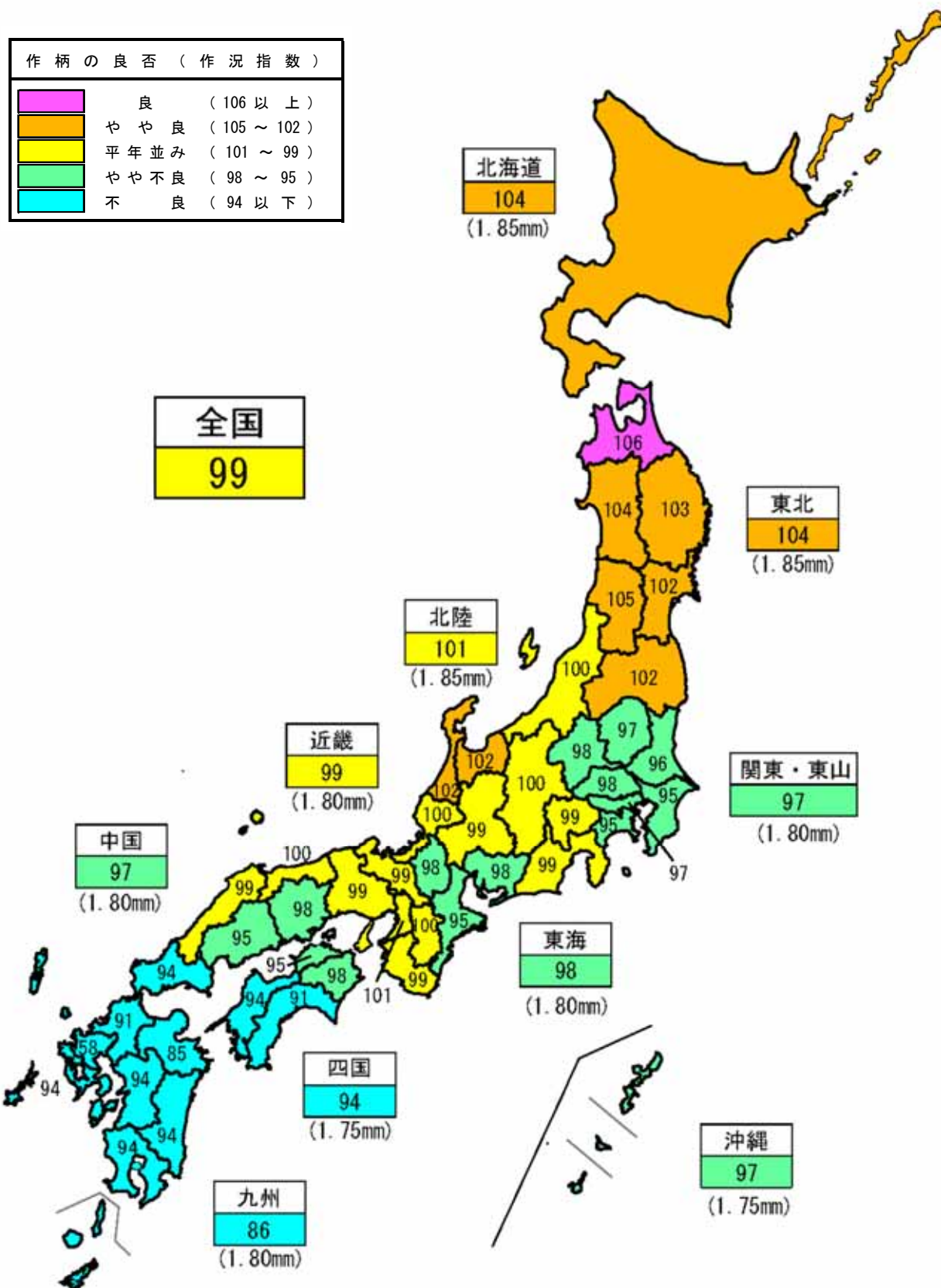
年 産		単位	1.70mm 以 上	1.75mm 以 上	1.80mm 以 上	1.85mm 以 上	1.90mm 以 上	2.00mm 以 上
平成26年産	10 a 当たり収量 収穫量(子実用)	kg t	536 8,435,000	532 8,368,000	524 8,249,000	513 8,081,000	499 7,853,000	420 6,613,000
27	10 a 当たり収量 収穫量(子実用)	kg t	531 7,986,000	527 7,922,000	519 7,810,000	509 7,651,000	494 7,435,000	413 6,213,000
28	10 a 当たり収量 収穫量(子実用)	kg t	544 8,042,000	540 7,986,000	534 7,889,000	524 7,752,000	511 7,559,000	435 6,434,000
29	10 a 当たり収量 収穫量(子実用)	kg t	534 7,822,000	529 7,752,000	521 7,634,000	510 7,470,000	494 7,243,000	409 5,984,000
30	10 a 当たり収量 収穫量(子実用)	kg t	529 7,780,000	524 7,710,000	516 7,586,000	504 7,407,000	486 7,150,000	393 5,781,000
令和元年産 (概数値)	10 a 当たり収量 収穫量(子実用)	kg t	528 7,762,000	524 7,708,000	517 7,599,000	507 7,452,000	492 7,234,000	411 6,047,000
	対前年比	%	100	100	100	101	101	105

注：1 ふるい目幅別の10 a 当たり収量とは、10 a 当たり収量にふるい目幅別重量割合を乗じて算出したものである（以下同じ。）。

2 ふるい目幅別の収穫量（子実用）とは、収穫量にふるい目幅別重量割合を乗じて算出したものである（以下同じ。）。

「令和元年産水陸稲の収穫量」は、農林水産省ホームページ「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#y5 】

全国農業地域・都道府県別作況指数 【農家等が使用しているふりい目幅ベース】



- 注：1 全国農業地域の作況指数の下に記載されている括弧内の数値は、全国農業地域ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふりい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅である。
- 2 徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の作況指数は早期栽培(第一期稲)、普通栽培(第二期稲)を合算したものである。

令和元年産水稻の作付面積及び収穫量

全 国 都道府県		作付面積（子実用）			10 a 当たり 収 量 ②	（参考）農家等が使用している ふるい目幅で選別		
		実 数 ①	前年産との比較			10 a 当たり 収 量 ③	10 a 当たり 平年収量 ④	作況指数 ⑤＝③／④
			対差	対比				
		ha	ha	%	kg	kg	kg	
全 国 (1)		1,469,000	△ 1,000	100	528	514	519	99
北海道 (2)		103,000	△ 1,000	99	571	555	532	104
青 森 (3)		45,000	800	102	627	612	575	106
岩 手 (4)		50,500	200	100	554	538	522	103
宮 城 (5)		68,400	1,000	101	551	531	522	102
秋 田 (6)		87,800	100	100	600	577	554	104
山 形 (7)		64,500	0	100	627	611	580	105
福 島 (8)		65,800	900	101	560	540	529	102
茨 城 (9)		68,300	△ 100	100	504	493	515	96
栃 木 (10)		59,200	700	101	526	514	529	97
群 馬 (11)		15,500	△ 100	99	486	470	482	98
埼 玉 (12)		32,000	100	100	482	468	476	98
千 葉 (13)		56,000	400	101	516	508	532	95
東 京 (14)		129	△ 4	97	402	390	404	97
神 奈 川 (15)		3,040	△ 40	99	470	454	478	95
新 潟 (16)		119,200	1,000	101	542	530	528	100
富 山 (17)		37,200	△ 100	100	553	540	528	102
石 川 (18)		25,000	△ 100	100	532	515	506	102
福 井 (19)		25,100	100	100	520	497	499	100
山 梨 (20)		4,890	△ 10	100	541	526	533	99
長 野 (21)		32,000	△ 200	99	620	609	607	100
岐 阜 (22)		22,500	0	100	482	473	478	99
静 岡 (23)		15,700	△ 100	99	517	507	513	99
愛 知 (24)		27,500	△ 100	100	499	490	499	98
三 重 (25)		27,300	△ 200	99	477	465	489	95
滋 賀 (26)		31,700	0	100	509	498	506	98
京 都 (27)		14,400	△ 100	99	505	495	501	99
大 阪 (28)		4,850	△ 160	97	502	485	480	101
兵 庫 (29)		36,800	△ 200	99	497	484	489	99
奈 良 (30)		8,490	△ 90	99	515	502	500	100
和 歌 山 (31)		6,360	△ 70	99	494	482	486	99
鳥 取 (32)		12,700	△ 100	99	514	503	504	100
島 根 (33)		17,300	△ 200	99	506	496	502	99
岡 山 (34)		30,100	△ 100	100	517	503	514	98
広 島 (35)		22,700	△ 700	97	499	487	515	95
山 口 (36)		19,300	△ 500	97	474	461	492	94
徳 島 (37)		11,300	△ 100	99	464	459	469	98
早期栽培 (38)		4,340	△ 60	99	456	451	459	98
普通栽培 (39)		6,940	△ 60	99	470	465	475	98
香 川 (40)		12,000	△ 500	96	471	464	491	95
愛 媛 (41)		13,600	△ 300	98	470	463	492	94
高 知 (42)		11,400	△ 100	99	420	414	454	91
早期栽培 (43)		6,440	△ 30	100	455	450	476	95
普通栽培 (44)		4,980	△ 20	100	375	368	425	87
福 岡 (45)		35,000	△ 300	99	454	433	477	91
佐 賀 (46)		24,100	△ 200	99	298	291	503	58
長 崎 (47)		11,400	△ 100	99	455	435	464	94
熊 本 (48)		33,300	0	100	483	466	497	94
大 分 (49)		20,600	△ 100	100	435	407	480	85
宮 崎 (50)		16,100	0	100	465	451	482	94
早期栽培 (51)		6,300	△ 110	98	459	450	470	96
普通栽培 (52)		9,780	110	101	469	452	490	92
鹿 児 島 (53)		19,500	300	102	454	440	468	94
早期栽培 (54)		4,370	30	101	438	427	435	98
普通栽培 (55)		15,200	400	103	458	444	478	93
沖 縄 (56)		677	△ 39	95	298	296	306	97
第一期稲 (57)		506	△ 21	96	331	330	359	92
第二期稲 (58)		171	△ 18	90	200	196	159	123

注：1 作付面積（子実用）とは、青刈り面積（飼料用米等を含む。）を除いた面積である。

2 主食用作付面積とは、水稻作付面積（青刈り面積を含む。）から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。

3 収穫量（子実用）及び収穫量（主食用）については都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

収穫量（子実用）				参 考		
実 数 ⑥＝①×②	前年産との比較			主 食 用 作付面積 ⑦	収 穫 量 （主食用） ⑧＝⑦×②	
	対差	対比				
t	t	%		ha	t	
7,762,000	△ 18,000	100		1,379,000	7,261,000	(1)
588,100	73,300	114		97,000	553,900	(2)
282,200	18,800	107		39,200	245,800	(3)
279,800	6,700	102		48,300	267,600	(4)
376,900	5,500	101		64,800	357,000	(5)
526,800	35,700	107		74,900	449,400	(6)
404,400	30,300	108		56,900	356,800	(7)
368,500	4,400	101		60,400	338,200	(8)
344,200	△ 14,200	96		66,400	334,700	(9)
311,400	△ 10,400	97		54,900	288,800	(10)
75,300	△ 3,600	95		13,600	66,100	(11)
154,200	△ 1,200	99		30,900	148,900	(12)
289,000	△ 12,400	96		53,700	277,100	(13)
519	△ 36	94		129	519	(14)
14,300	△ 900	94		3,040	14,300	(15)
646,100	18,500	103		106,800	578,900	(16)
205,700	△ 200	100		33,300	184,100	(17)
133,000	2,700	102		22,700	120,800	(18)
130,500	△ 2,000	98		23,600	122,700	(19)
26,500	△ 100	100		4,810	26,000	(20)
198,400	△ 600	100		30,900	191,600	(21)
108,500	900	101		21,400	103,100	(22)
81,200	1,300	102		15,600	80,700	(23)
137,200	△ 500	100		26,600	132,700	(24)
130,200	△ 7,000	95		26,900	128,300	(25)
161,400	△ 900	99		30,200	153,700	(26)
72,700	△ 100	100		13,800	69,700	(27)
24,300	△ 400	98		4,850	24,300	(28)
182,900	900	100		35,300	175,400	(29)
43,700	△ 400	99		8,450	43,500	(30)
31,400	△ 200	99		6,360	31,400	(31)
65,300	1,600	103		12,600	64,800	(32)
87,500	△ 4,200	95		16,900	85,500	(33)
155,600	△ 500	100		29,300	151,500	(34)
113,300	△ 9,600	92		22,200	110,800	(35)
91,500	△ 11,900	88		18,400	87,200	(36)
52,400	△ 1,200	98		11,000	51,000	(37)
19,800	△ 700	97		...	...	(38)
32,600	△ 600	98		...	...	(39)
56,500	△ 3,400	94		12,000	56,500	(40)
63,900	△ 5,300	92		13,500	63,500	(41)
47,900	△ 2,800	94		11,300	47,500	(42)
29,300	△ 800	97		...	...	(43)
18,700	△ 1,900	91		...	...	(44)
158,900	△ 24,000	87		34,500	156,600	(45)
71,800	△ 57,500	56		23,700	70,600	(46)
51,900	△ 5,500	90		11,300	51,400	(47)
160,800	△ 15,400	91		32,300	156,000	(48)
89,600	△ 14,100	86		20,400	88,700	(49)
74,900	△ 4,500	94		14,600	67,900	(50)
28,900	△ 1,600	95		...	...	(51)
45,900	△ 2,900	94		...	...	(52)
88,500	△ 3,900	96		18,300	83,100	(53)
19,100	△ 400	98		...	...	(54)
69,600	△ 2,900	96		...	...	(55)
2,020	△ 180	92		665	1,980	(56)
1,670	△ 250	87		...	...	(57)
342	60	121		...	...	(58)

4 （参考）の農家等が使用しているふるい目幅で選別された③10a 当たり収量、④10a 当たり平年収量及び⑤作況指数については、全国農業地域ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅（北海道、東北及び北陸は1.85mm、関東・東山、東海、近畿、中国及び九州は1.80mm、四国及び沖縄は1.75mm）以上に選別された玄米を基に算出した数値である。

5 徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の作期別の主食用作付面積は、備蓄米、加工用米、新規需要米等の面積を把握していないことから「…」で示している。